

H 8 異議

令和5年(け)第21号

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求棄却決定に対する抗告申立事件について、令和5年4月11日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は、申立人作成名義の「異議申立書兼趣意書H 8」と題する書面に記載されたとおりであるが、要するに、申立人による付審判請求棄却決定に対する抗告を棄却した原決定は、その判断を誤ったものであるから、原決定を取り消し、さらに相当の裁判を求める、というものと解される。

一件記録によれば、申立人がした上村正を被疑者とする付審判請求事件について、令和5年1月24日前橋地方裁判所が請求棄却決定したこと、これに対して申立人が抗告を申し立て、令和5年4月11日東京高等裁判所が抗告棄却決定したこと、これに対し、申立人が、刑訴法428条2項を根拠として本件異議を申し立てたことが認められる。

しかしながら、原決定は、高等裁判所が抗告審としてした決定であって、刑訴法428条2項に基づき異議の申立てをすることが許される決定ではないから、本件異議の申立ては不適法である。

よって、刑訴法428条3項、426条1項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和5年4月19日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 島 田



裁判官 平 塚 浩 司



裁判官 宮 本 聰



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 大 島 修 壴

